

登別市防災協力員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内会その他公的団体（以下「町内会等」という。）に防災協力員を設置することにより、登別市防災計画に基づく防災活動の推進強化を図り、もって災害の未然防止と地域住民の自衛意識の高揚に資することを目的とする。

(設置)

第2条 防災協力員は、地域の地理に明るい当該地域内の者のうちから市長が委嘱する。

2 防災協力員は、非常勤とし、その数は当該地域の実情にそくした人員とする。

(職務)

第3条 防災協力員は、気象情報等に十分注意し、地域内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、その状況を速やかに市長に通報しなければならない。

2 前項の場合、防災協力員は、市長の要請に応じて、次に掲げる事項に協力するものとする。

(1) 予想される災害危険箇所等の点検

(2) 地域住民に対する災害危険箇所等の状況、避難場所、避難経路等の周知

(任期)

第4条 防災協力員の任期は、2年とする。ただし、後任者が決定するまでは、引き続きその職務を行なう。

(報酬等)

第5条 防災協力員には、予算の範囲内で報酬等を支給する。

(災害補償)

第6条 防災協力員の公務上の災害に対する補償については、登別市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第19号）を適用する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（昭和52年訓令第3号）

この要綱は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則（昭和56年訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。